

奈良県告示第三百五号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十五条の二において読み替えて使用する同令第二条の二第二項の規定により、指定届出受理機関である一般社団法人奈良県調理師連合会から次のとおり主たる事務所の所在地及び届出受理事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成二十八年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定届出受理機関の名称

一般社団法人奈良県調理師連合会

二 変更後の主たる事務所の所在地

北葛城郡広陵町大字笠二四六一五

三 変更後の届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

北葛城郡広陵町大字笠二四六一五

四 変更年月日

平成二十八年五月八日